

事務連絡
平成24年9月14日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局疾病対策課

H I V感染者・エイズ患者の在宅医療・介護の環境整備事業の
実施について（依頼）

H I V感染者・エイズ患者（以下「患者等」という。）の長期療養・在宅療養については、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成24年厚生労働省告示第21号。以下「指針」という。）において、これを積極的に支える体制整備を推進することが重要であり、国及び都道府県等は、具体的な症例に照らしつつ、患者等の長期療養・在宅療養サービスの向上に配慮していくよう努めることが重要であるとされております。（指針第五の一の6より）

これを踏まえ、平成24年度より、新たに「H I V感染者・エイズ患者の在宅医療・介護の環境整備事業」を公益財団法人エイズ予防財団に委託し、別添（写）のとおり実施することとしましたので、事業の実施にあたり、下記のとおり、ご協力をお願いいたします。

なお、社団法人日本医師会、社団法人日本歯科医師会及び公益社団法人日本看護協会等の関係団体には事前に協力を依頼していること並びに、各都道府県介護担当部局には厚生労働省老健局より併せて連絡していることを申し添えます。

記

1. 実地研修事業（別添1関係）

- (1) 管内中核拠点病院等及び管内訪問看護事業者・訪問介護事業者等に対する本事業の周知にご協力をお願いします。
- (2) 実地研修を行う医療機関及び実地研修受講者の選定にご協力をお願いします。（実地研修を行う医療機関及び実地研修受講者の選定に当たっては、別添1の別添「実地研修実施要項」の5及び「実地研修事務処理要領」の1をご参照ください。）

2. 支援チーム派遣事業（別添2関係）

管内中核拠点病院並びに都道府県医師会及び歯科医師会等の在宅医療の関係機関に対する本事業の周知にご協力をお願いします。

3. 医師会によるH I V医療講習会（別添3関係）

都道府県医師会及び中核拠点病院等の関係機関に対する本事業の周知にご協力をお願いします。

4. 歯科医師会によるH I V医療講習会（別添4関係）

都道府県歯科医師会及び中核拠点病院等の関係機関に対する本事業の周知にご協力をお願いします。

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康局疾病対策課

エイズ調査係 大淵、秋山

TEL:03-5253-1111(内線:2354、2358)

FAX:03-3593-6223